助成番号 12-053

松下幸之助記念財団 研究助成研究報告

(MS Word データ送信)

【氏名】湯澤 奈緒

【所属】(助成決定時)東京大学大学院総合文化研究科国際社会科学専攻(国際関係論コース)博士課程

【研究題目】国際社会における正義と平和の相克についての政治学的分析

【研究の目的】(400字程度)

国際社会による正義の追及は平和をもたらすのか。この問いは、冷戦終結後に国際社会が刑事裁判や司法支援の形で紛争後のみならず紛争継続中の国々に介入するようになって以来、「平和」対「正義」の問題として論争を呼んできた。ニュルンベルグ・東京裁判から半世紀近くを経て実現した各種の国際刑事裁判は、重大な人権侵害者に対する法的正義の追求が国際社会における共通の行動規範になった証だと評される一方で、実際の裁判の活動については訴追の威嚇が却って独裁者を政権の座に固執させる結果となり、民主体制への移行や紛争の終結を阻害しかねないと批判されている。本研究では、国際政治学のほか比較政治や国際法の知見を用いて正義の追及による平和の実現に内在するディレンマの政治構造を理論的に考察し、1970年代以降の体制移行と人権裁判の事例分析を通して加害者の責任追及が平和の実現を促す条件を明らかにすることで、「平和」対「正義」の二項対立を超えた視座の提供を目指すことを目的とする。

【研究の内容・方法】(800字程度)

本研究は①国際刑事裁判が平和(紛争終結)の実現にあたって抱える課題の把握と、②国際刑事裁判が重大な犯罪の防止に寄与する条件とメカニズムの解明の2点から構成される。

①については、国際刑事裁判の法規範の特徴を考察して国際刑事訴追の政治的帰結についての仮説を提示し、常設の国際刑事裁判所(ICC)による訴追の事例分析によって実証する手順をとった。国際刑事裁判の法規範の特徴の考察にあたっては、国際刑事裁判の最初の試みが挫折した第一次大戦以降の歴史を、司法が効果的に機能するために必要な法の<正当性>と<強制力>に着目して分析し、今日の国際刑事裁判が高い規範的正当性を有する一方で強制力の面で不完全さを抱えていることを示した。そしてこの特徴のゆえに訴追者側と訴追対象者の間に生じる政治過程を外交論に依拠して考察し、ICCの管轄権行使主体(締約国、国連安全保障理事会、ICC検察官)に応じて国内統治をめぐる争いが国内/国際と異なるレベルで生じることを理論的に示し、ICCによる訴追の事例を基に検証した。

②については比較政治学における民主化研究で行われてきた体制移行期の正義の追及(移行期正義)に関する先行研究を踏まえたうえで、ICC 設立を含む国内統治に踏み込んだ国際的な人権規範の浸透が従来の国内政治エリートの力関係を中心とした移行期正義の選択に与える影響を考察し、人権裁判の実施に繋がる要因の特定に努めた。そして移行期正義に関する代表的なデータセットである「移行期正義データベース(Transitional Justice Data Base: TJDB)」と自由度に関するフリーダムハウスの指標に依拠して、民主化「第三の波」が始まった 1974 年以降に民主化した国々のうち人権裁判(強制失踪、拷問、恣意的逮捕・抑留、政府関係者による法定外処刑を対象とした刑事裁判)を実施した国々を政治的自由の低い国と比較的高い国に分けて、事例研究の形で検証している。

なお、事例分析にあたっては主に ICC、国連、人権団体、現地 NGO が発行する報告書に依拠した。当初はニューヨークにおいて人権団体と NGO に聞き取り調査を行う予定であったが私事により海外渡航が難しくなったため、同調査に係る費用の使途を調査予定団体への電話・Eメールによる問い合わせ、およびこれらの団体が発行する資料と関連文献の入手・購入に変更することを承認いただいた。

【結論・考察】(400字程度)

事例分析を継続する必要があるが、これまでの研究で得られた暫定的な結論は以下のとおりである。現在の国際刑事裁判を支える中核的な考えは訴追の威嚇が将来の犯罪を予防するという抑止論だが、高い正当性を備えながら強制力に不完全さを残す今日の国際刑事裁判では威嚇の信憑性に疑問が残り、ひとたび起訴さえれれば免責という選択肢はないため、従来の外交論では相手方から譲歩を引き出すために必要とされた安心の確証も与えられず、裁判が国内統治をめぐる争いに発展する余地を残す。他方で ICC 設立を含む国内統治に踏み込んだ国際的な人権基準は、国内少数派にとどまっていた被害者や支援団体による正義の追及の要求を増大させるとともに政権側にも人権裁判を実施するインセンティブを与え、移行期正義の決定要因である正義と安定のバランスを変化させる。「正義」対「平和」の論争は中央集権的な法の強制力による平和か、あるいは各政治共同体(主権国家)における交渉と妥協による平和か、という対極的な国際秩序観に依拠したものだが、本研究はより踏み込んだ国内統治の正統性をめぐる政治過程に着目する必要があることを示している。